

宮崎青申会だより

《入って安心 生まれる信頼》

発行

(一社)宮崎青色申告会
宮崎市稗原町 21 番地 1
TEL (0985) 31-7881
FAX (0985) 28-8755

ホームページ

<http://ww61.tiki.ne.jp/~aoshin>

発行日

平成 27 年 1 月

新年あけましておめでとうございます

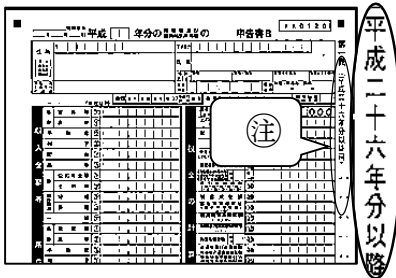


本年が皆様にとって良い年となりますよう心よりお祈り申し上げます。さて、いよいよ確定申告期が始まります。今回の会報は、確定申告を特集しましたので是非ご確認ください。



申告書の様式が変わります

平成 26 年分の確定申告書の様式が変わります。変更点を確認しましょう！



申告書の右端の使用対象年が「平成 26 年分以降用」のものをご使用ください。(左表②)
今回は大きな変更点はありませんが、復興特別所得税の計算を忘れないよう様式が変更されています。
会計ソフトをご利用の方は必ずバージョンアップを行ってから決算・申告作業に取り掛かってください。

申告期のお願い

申告期は事務局が大変混み合います。皆様に安心して申告していただけるよう鋭意努力して参りますが、人員、スペースとも限られておりますので、**余裕をもってご相談いただけるよう早目にご予約をお願い申し上げます。**

また、パソコン会計のご相談は、ご希望の方が多いため、今年から指導時間、最終相談日等の変更をさせていただきます。具体的な内容は、4 ページの「事務局のお知らせ」でご確認ください。

なお、この期間、電話予約受付や窓口受付はアルバイトで対応することとしています。不慣れなため、ご不便をお掛けするとは思いますが、ご理解の上ご容赦ください。



小規模企業共済でゆとりと節税を！

(掛金月額増額 1,000 円アップ推進中です)
小規模企業共済とは、個人事業主が事業を廃業・退職する時に、それまで積み立てたお金(掛金)に応じて給付金を受け取れる制度のことです。

- ★ 毎月の掛金 が加入者本人の全額所得控除に！
＜所得税だけではなく住民税もお得になります。＞
- ★ 毎月の掛金 1,000 円～70,000 円(500 円単位)
「半年払い」「年払い」も選択でき、経営状況などに応じて増額や減額もできます
- ◎ 専従者(配偶者やお子様など)も加入できます。
(※専従者には中退共の加入も選択できます。)

会員増強キャンペーン実施中

- ❖ 1 **ご紹介者に新入会員お1人につき 3千円のクーポン券をプレゼント！**
※入会者の会費入金後となります
- ❖ 2 **入会者は入会金を免除します。**
(期間は3月16日まで)

昨年より、白色事業者の方にも帳簿の記帳が義務化されています。是非この機会にまだ入会されていない事業者の方がいらっしゃいましたらご紹介ください。



新年のごあいさつ



会長
田代 知

謹んで新年のお祝詞を申しあげます。
会員の皆様方におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお喜び申しあげます。
また、平素から会の事業活動に対し、深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、昨年末に衆議院が急に解散となり、全国の青色申告会とともに進んでおります税制改正運動も中断したような形になりましたが、年末には新政権に向けて緊急陳情も行うなど、青色申告会結成65周年にあたる今年こそ永年の要望を実現できるようにと、全国の仲間と気持ちを新たにしております。

ところで、当会では、毎年年初から確定申告期に掛け超繁忙期となります。
今回はさらに消費税率改正等もあり、相談時間が掛かることも予想されます。限られた人員スペースで、滞りなく確定申告業務を進めることができそうです。何卒皆様にご理解と御協力をお願いいたします。

また、今後一層の充実した相談体制を構築していくためには、やはり安定した財政基盤が必要であり、引き続き会員増強に取り組む必要があります。確定申告期は会員増強の絶好な機会

でもあり、会員増強キャンペーンも行っておりますから、是非皆様方にもお知り合いをご紹介いただくなどお力添えをお願い申し上げます。最後になりましたが、この一年皆様方の事業の発展と、ご家族ご一同様のご健勝とお祈りいたしましたことあいさついたします。



宮崎税務署長
後藤 通晴



新年あけましておめでとうございませう。
平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

一般社団法人宮崎青色申告会並びに会員の皆様方には、日ごろから税務行政全般にわたり深い御理解と格別な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、田代会長様をはじめ宮崎青色申告会の会員の皆様方におかれましては、設立以来、青色申告制度の普及に精励されまことに、納税動議の高揚と正しい税知識の普及並びに会員事業の健全な発展のため、さまざまな事業活動を展開されており心から敬意を表する次第でございます。

さて、いよいよ平成26年分の確定申告時期を迎えることとなりますが、今年の確定申告は平成26年4月1日に消費税率の改正が行わ

れた関係で、消費税の申告においては、課税取引を適用税率ごとに区分する必要がある、それに伴い、消費税の申告書や附表の様式が新しく改正されました。

私どもといたしましても、円滑な確定申告事務運営に向け、これまで各種広報の実施や説明会の開催を通じて周知を図ってまいりましたが、宮崎青色申告会会員の皆様方におかれましても、期限内申告に向けた早目の取組をお願いします。

なお、今年も、宮崎税務署が開設する確定申告センター(カリノ宮崎9階)において、青色コーナーを設置し、宮崎青色申告会の活動として、青色申告制度の説明や青色申告の勧奨による青色申告の普及・育成に取り組んでいただくこととなっております。深く感謝申し上げます。

また、社会保障と税の一体改革として、社会保障・税番号制度が導入されることにより、平成27年10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています。

青色申告会の皆様方には、これまでも税務行政の良き理解者として多大な御支援を頂いているところですが、今後ともより一層の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、一般社団法人宮崎青色申告会のますますのご発展と会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。



「ブルーリターンA」スタートメニューに関する重要なお知らせ

本年年明けから開始されましたインターネットを利用した新サービスをご利用されますと、メールまたはFAXでタイムリーに税制改正、機能改善の内容などの情報が全国青色申告会総連合(株ゼンアオイロ)から配信されます。**メール・FAXは必ず確認してお読みください!**



くれぐれも! 「こんなとこ知らん」と削除したり、迷惑メールに設定しないでください。(*^_^*)



太陽光発電の売電収入は確定申告が必要です!

日照時間の長い宮崎県は太陽光発電に好条件ですね。売電収入に対する確定申告の準備はできていますか?

余剰売電 編

【太陽光の経費って?】



○減価償却費(助成金等は除く耐用年数は17年)や借入金利子等が必要経費となります。

【どういった所得になるの?】

○どの用途に設置したかで所得区分が分かれ、確定申告の仕方が異なります。

《設置場所》	《所得区分》	《確定申告》
① 自宅	雑所得	申告書の雑所得で申告
② 自宅兼事業所	事業所得の雑収入	いつもの決算書に追加
③ 賃貸物件	不動産所得のその他の収入	いつもの決算書に追加

【①雑所得ってどこに計上するの?】

○確定申告書の雑所得欄に記載します。

{ 注: 必要経費に算入する額は全発電量のうち売却した電力量の占める割合で計算し、家庭で使用した分を除いた金額となります。 }

[確定申告書第2表の記載例]

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
売電収入	九州電力	1年間の売電額 ^円	注: ^円	〇〇〇〇 ^円



【②③雑収入・その他の収入の申告は?】

○事業所や賃貸物件での利用がある場合は、それぞれの所得の付随収入となり、必要経費は年間発電量・売却電力量・使用電力量から売電に係る経費を計算します。

一般的な計算とは異なりますので、ご不明な点は早めにご相談ください。

全量売電 編



○全量売電の場合一定の管理を行っているときなどは一般的に事業所得と考えられ、現在不動産所得や農業所得のみの方は、一般用の決算書作成が必要になります。

□電気主任技術者の選任を行っている

□フェンス等を設置している

□設備周辺の除草や除雪を行っている

□賃借した建物や土地に設備を設置した

注: 自己の建物の上に設備を設置した場合で特段の管理を行っていないときは「雑所得」になります。

※詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

申告の際は同封別紙の「チェックリスト」を確認しお忘れ物のないようお持ちください。



事務局からのお知らせ

【TEL 31-7881・FAX 28-8755】



決算説明会

決算・申告の注意点や改正点を押さえて間違いのない申告を・・・。

開催日 平成27年1月29日(木)

時間 【農業】 9:30～

【営農業】 13:30～

開催日 平成27年1月30日(金)

時間 【不動産業】 9:30～

【営農業】 13:30～

場所 JA・双ム本館2階中研修室

内容 決算手順や改正点の説明など

持参品 確定申告書等が送付された方はご持参ください。他に筆記具等

ウォーキングin猪八重溪谷

今年こそは・・・!(^)! と意気込んで桜の季節にウォーキングを開催します。雨に降られたって、今回は飴畑城下町散策ということで、雨天決行いたします。昼食は桜を見ながらジェイズホテルでパイキングです。お楽しみに♪

開催日 平成27年4月5日(日)

目的地 猪八重溪谷(北郷町)

3キロ3時間のコース

参加費 お一人3,200円・定員あり

(バス・昼食込み)

※ 詳しくは別紙をご覧ください

個別決算相談等のお願い



I 個別決算相談等のご予約はお済みですか？

個別相談は待ち時間を少なくするために予約制で行っております。

確定申告期間中は大変混み合います。3月に入るとご希望の日程・時間帯で予約をいただけない場合もありますので、お早目のご相談をお願いいたします。予約は必ずお電話でお願いいたします。

月	日	曜日	場所	月	日	曜日	場所	月	日	曜日	場所
2	2	月	当会事務局	2	18	水	当会事務局	3	2	月	当会事務局
	3	火	〃		19	木	〃		3	火	〃
	4	水	〃		20	金	〃		4	水	〃
	5	木	〃		21	土	〃		5	木	〃
	6	金	〃		23	月	〃		6	金	〃
	9	月	〃		24	火	〃		7	土	〃
	10	火	〃		25	水	市民プラザ(小会議室2)		9	月	〃
	12	木	〃		26	木	当会事務局		10	火	〃
	13	金	〃		27	金	〃		11	水	〃
	16	月	〃		<相談時間> 9時30分～16時 <相談員> 派遣税理士				12	木	〃
17	火	〃	13	金				〃			

3/16 以降の消費税相談日 3/19(木)・24(火)・27(金)

II 持参品 同封のチェックリストで確認して準備してください。お忘れ物のないように！

III 相談料 受益者負担の原則を明確にするために、決算相談・指導は有料となっております。

(2/1～3/31 30分単位)

◆ブルーリターンA 1,000円 ◆その他ソフト 1,500円 ◆手書き 1,000円

IV 駐車場 『港の駅』駐車場の海側をご利用ください。

※ パソコン会計相談の昨年とは異なる点

◆ 3/14(土)・16(月)は、申告書等の提出作業のため、相談は3/13(金)までとさせていただきます。

◆ 相談時間は1時間延長し17時までといたします。(ただし、税理士相談は16時まで)

◆ 予約は1度に1回分だけとさせていただきます。次回分は相談後にご予約ください。

～ ご相談をお受けした後の確認・提出業務に相当な時間がかかります。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします～